

## 地域子育て相談機関について

## 1.概要

改正児童福祉法(R6 施行)により、市町村は「地域子育て相談機関」の整備等に努めなければならないものと規定されました。

地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されることを理想とし、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的としています。子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、地域子育て相談機関は、こども家庭センターを補完するものです。



## 2.運用

### ① 設置区域

中学校区に1か所を目安に設定する。

### ② 対象

全ての妊娠婦及びこどもとその家庭等を対象とする。

### ③ 業務内容

相談支援、子育て世帯に関する情報発信など

### ④ 利用者情報の管理

共通の相談記録の様式を使用。

(必須項目)相談者名、子どもの名前、子どもの年齢、相談内容、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無

## 3.設置

・地域子ども家庭支援センター 2か所

・児童館 10か所

・子どもなんでも相談

一中	★地域子ども家庭支援センター万願寺「にこにこ、 ★ひの児童館、★まんがんじ児童館
二中	★地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」 ★たまだいら児童館
七生中	★みなみだいら児童館
三中	★もぐさだい児童館
四中	★あさひがおか児童館
三沢中	★みさわ児童館
大坂上中	みらいく(★子どもなんでも相談)、 ★さかえまち児童館、★しんめい児童館
平山中	★ひらやま児童館

## 4.特徴

- ① 相談機関を、敷居を低くして近距離に設置することで、子育て世帯の孤立を防ぎます。
- ② これまで各機関で「相談支援」を行っていましたが、連携をより円滑に行うために、相談記録の様式や管理を統一化し、子ども家庭支援センター・子育て課・児童館の情報共有の流れを整理することで、行政間の連携が取り易くなりました。
- ③ 日野市子育て情報サイトぽけっとなびアプリにて、「子ども家庭支援センターだより」「児童館だより」が閲覧可能になりました。(お気に入り施設を登録すると、ホーム画面にイベント情報やおたよりが表示されます)